

高機能消防指令センター更新設計業務
公募型プロポーザル実施要領

上尾市消防本部指令課

1.業務の目的

令和 9 年度にシステム更新整備を実施する上で、上尾市消防本部の運用要件等の現況、課題、技術動向等を調査検討し、消防指令業務に関する要件を整理したうえで更新整備にかかる基本設計書として策定する。さらにこの基本設計書に基づき、新システムを発注するための調達仕様書等の図書類を作成することを本業務の目的とする。

2.業務の概要

(1) 件名

高機能消防指令センター更新設計業務

(2) 期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

(3) 内容

「高機能消防指令センター更新設計業務仕様書」及び同「特記仕様書」のとおり。

(4) 提案上限額

25,520,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）。

なお、各会計年度の提案上限額は次のとおりとする。

令和 7 年度 11,924,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）。

令和 8 年度 13,596,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）。

3.提出書類等

書類番号	名 称	提出期限
(1)	質問書	令和 7 年 7 月 1 0 日 (木) 午後 5 時まで
(2)	公募型プロポーザル方式参加表明書	令和 7 年 7 月 2 2 日 (火) 午後 5 時まで (必着)
(3)	業務実績調書	
(4-1)	提案書 (正本表紙)	令和 7 年 8 月 5 日 (火) 午後 5 時まで (必着)
(4-2)	提案書 (副本表紙)	
任意書式	提案書本体	
(5)	実施体制等に関する書類	
(6)	提案書の開示に係る意向申出書	
(7-1)	見積書	
(7-2)	見積金額内訳書	

4.選定スケジュール(予定)

内 容		期 間 等	
公告日		令和 7年 7月 1日 (火)	
質 問	質問の受付期間	令和 7年 7月 1日 (火) 午前9時から	令和 7年 7月 10日 (木) 午後5時まで
	質問の回答期限	令和 7年 7月 11日 (金) 午後5時	
参加表明書の提出		令和 7年 7月 22日 (火) 午後5時まで	
提案書の提出		令和 7年 8月 5日 (火) 午後5時まで	
プレゼンテーション		令和 7年 8月 27日 (水)	
評価結果通知		令和 7年 9月 3日 (水)	
評価結果の公表		令和 7年 9月 8日 (月)	
契約締結		令和 7年 9月中旬	

※スケジュールは予定であり、変更する場合がある。

5. 実施要領、申請書類等の配付

(1) 配付開始日：令和7年7月1日（火）

(2) 配付方法

市ホームページ URL：<https://www.city.ageo.lg.jp/site/shoubou/397487.html>

※印刷物での配布は行わない。市ホームページからダウンロードすること。

6.担当部署

上尾市消防本部 指令課（担当：板倉、池田）

所在地：〒362-0013 上尾市大字上尾村537

電 話：048-775-1311（直通）

Eメール：s584000@city.ageo.lg.jp

7.参加資格

本プロポーザル方式に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者としてします。

(1) 上尾市建設工事等競争入札参加資格者名簿「設計・調査・測量」の業種に登録された者。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ・地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者。
- ・上尾市契約規則第15条(第29条)の規定により市の競争入札に参加させないこととされた者。
- ・公募の日から契約候補者決定までの期間に、上尾市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成6年7月26日市長決裁)の規定に基づく入札参加停止の措置を受けている者。
- ・公募の日から契約候補者決定までの期間に、上尾市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成8年8月9日市長決裁)の規定に基づく指名除外の措置を受けている者。
- ・公募の日から契約候補者決定までの期間に、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(同法第236条の規定により更生手続廃止の決定を受けた者を含む)。ただし、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされている者を除く。
- ・公募の日から契約候補者決定までの期間に、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法第191条の規定により再生手続廃止の決定を受けた者を含む)。ただし、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされている者を除く。
- ・法人税、消費税及び地方消費税、市税等を滞納している者。
- ・同一のプロポーザル方式に参加しようとする者との間に、資本関係又は人的関係がある者。

(3) 過去5年度間(令和2年度から令和6年度まで)において、総務省消防庁が消防防災施設整備費補助金交付要綱に定める高機能消防指令センター総合整備事業のⅡ型若しくはⅢ型に相当する設備の設計コンサルティング業務(調達支援、実施設計等)を元請として履行完了した実績があること。

(4) 自社に在籍し、過去5年度間(令和2年度から令和6年度まで)に受注者の元請業務において、高機能消防指令センターⅡ型若しくはⅢ型に相当する設備の設計コンサルティング業務(調達支援、実施設計等)に管理技術者として従事した経験を有する者を管理技術者として選任し従事させることができること。

8. 質問

(1) 受付期間

令和7年7月1日(火) 午前9時～令和7年7月10日(木)

午後5時

(2) 質問方法

『(1)質問書』に必要事項を記載し、電子メールにて「6. 担当部署」へ提出してください。

※電子メール以外での質問は受け付けません。

※表題を『高機能消防指令センター更新設計業務プロポーザル質問（事業者名）』とし、メール送信後、「6. 担当部署」に送信確認の電話をしてください。

※電子メールを送信する際は、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施し、送信してください。

(3) 回答

質問事項とその回答について、令和7年7月11日（金）午後5時までに市ホームページに掲載します。

9.参加申込み

(1) 参加表明書の提出

①提出期限：令和7年7月22日（火）午後5時まで（必着）

②提出場所：「6. 担当部署」

③提出方法：持参（平日の午前9時から午後5時まで）、郵送（書留郵便に限る。）、電子メールのいずれか。

※電子メールで提出する場合は、表題を「高機能消防指令センター更新設計業務プロポーザル方式参加表明書（事業者名）」とし、提出書類のデータをメールに添付して送信してください。また、送信後「6.担当部署」に送信確認の電話をしてください。なお、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施し、送信してください。

※持参の場合は、事前に「6. 担当部署」に電話で連絡してください。

④提出書類：『(2)公募型プロポーザル方式参加表明書』
『(3)業務実績調書』

(2) その他

- ・提出期間内に提出書類の提出がない場合は、本プロポーザル方式への参加は認められません。
- ・提出書類を基に参加資格の確認を行い、『公募型プロポーザル方式参加資格確認結果通知書』を令和7年7月24日（木）に送付します。
- ・『公募型プロポーザル方式参加資格確認結果通知書』により、提案者を区別する提案者番号をお知らせします。

10.提案書等の提出

参加資格を認められた場合は、以下の提案書等の書類を作成し、提出期間内に指定の方法により、「6. 担当部署」へ提出してください。

(1) 提出書類 ※1

	書類番号	名称	提出部数	提出形態・提出方法
提案書正本	(4-1)	提案書(正本表紙)	1部	紙ベース持参(平日の午前9時から午後5時まで)または郵送 ※2
	任意書式	提案書本体		
	(5)	実施体制等に関する書類		
提案書副本	(4-2)	提案書(副本表紙)	1式	電子データを担当部署メールアドレス宛てに送信 ※3
	任意書式	提案書本体		
	(5)	実施体制等に関する書類		
その他	(6)	提案書の開示に係る意向申出書	1部	紙ベース持参(平日の午前9時から午後5時まで)または郵送 ※2
	(7-1)	見積書		
	(7-2)	見積金額内訳書		

※1 提出書類(様式)は、市ホームページからダウンロードしてください。

※2 持参の場合は、事前に「6. 担当部署」に電話で連絡してください。

※3 電子メール送信後、「6. 担当部署」に送信確認の電話をしてください。容量が大きく送信が困難な場合は、事前に担当部署に電話で連絡してください。なお、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施し、送信してください。

(2) 提出期限

令和7年8月5日(火)午後5時まで

※郵送の場合は、令和7年8月5日(火)午後5時必着とします。

(3) 提案書の作成について

本要領、「高機能消防指令センター更新設計業務仕様書」及び同「特記仕様書」に基づき、以下のとおり提案書を作成してください。

①提案書の内容

以下の(i)～(iii)について提案書を作成してください。

(i) 業務実績

過去5年度間(令和2年度から令和6年度まで)における高機能消防指令セ

ンターⅡ型若しくはⅢ型に相当する設備（類似として都道府県防災情報システムを認める。）及び消防救急デジタル無線システム（類似として都道府県防災デジタル無線システムを認める。）の設計の業務履行を完了した実績の件数。

(ii) 執行体制

ア 情報セキュリティ体制

組織としての情報セキュリティ対策基準を示すこと。

(ISMS、ISO27017、ISO27001、その他の手法)

イ 業務執行体制

管理技術者と部門担当者（消防指令システム検討部門、消防救急デジタル無線システム検討部門、総務省消防庁が示す先進技術検討部門、上尾市・伊奈町における都市機能を考慮した消防指令システムの在り方に関する検討部門）に配置する技術者の人数を示すこと。また、基本要件検討技術者となる技術者を示すこと。

ウ 配置予定技術者の能力

業務に配置する技術者の保有する資格、経験を示すこと。

(技術士、RCCM、応用情報技術者、第1級陸上特殊無線技士以上の無線従事者資格、それらの類似業務従事歴)

(iii) 委託内容に対する提案

本業務全体の実施工程及び以下の4つの検討事項についての業務の理解度、実施手法、実施工程、課題想定の的確性及び対処方法。

・消防指令システム検討、提案

ア 指令台等の運用性及び操作性の向上について。

イ 非常時及び大規模災害発生時における119番通報の受信体制の在り方やバックアップ対策の構築について。

ウ その他、自由提案。

・消防救急デジタル無線システムの検討、提案

ア 消防救急無線の不感地帯への対応方法について

イ その他、自由提案。

・総務省消防庁が示す先進技術の検討、提案

ア 消防業務システム（消防OA）のクラウドサービス利用について。

イ 消防指令システムや高所カメラ等のAI活用について。

ウ クラウドサービスを活用する際のセキュリティ対策やIP回線切り替えに伴うセキュリティ対策について。

エ その他、自由提案。

・上尾市、伊奈町における都市機能を考慮した消防指令システムの在り方に関する検討、提案

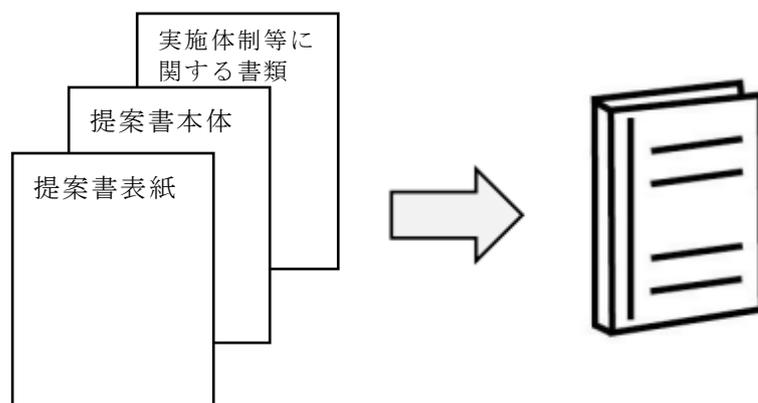
ア 上尾市、伊奈町で想定される水害、震災等を考慮した耐災害性の強化に

ついて。

イ その他、自由提案。

②提案書（正本）の体裁

日本産業規格によるA4判の規格ですべて片面印刷により作成し、次の順に綴ってください。また、通しでページ番号を付し、製本（ファイル等で閉じる）してください。



③提案書の文字サイズ、ページ数

使用する文字は、12ポイント以上のフォントサイズとしてください。

なお、各様式等のページ数の制限は総計で10枚程度とします。

④提案内容の記載漏れの注意

プレゼンテーションでは、提案書に記載のない提案を新たに盛り込み、説明をすることは認められませんので、その点に留意して、漏れなく内容を記載してください。

⑤提案者情報の記載不可

提案書の副本には本市が提示した「提案者番号」を記載してください。また、副本においては、事業者が特定される記号やロゴマーク等を削除してください。

(4) 『(6)提案書の開示に係る意向申出書』について

提案書等の開示請求があった場合は、原則としてその全部を公開又は公表しますが、例外的に、提案者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより提案者の正当な利益を害する情報は、本市の判断で非公開又は非公表とします。

本市が、提案者の正当な利益を害する情報の有無を判断する際の参考とするため、意向申出書を提出してください。

(5) 『(7-1)見積書』『(7-2)見積金額内訳書』について

見積金額は、仕様書及び提案書の記載内容を実現するために必要な全ての経費を積算し、消費税及び地方消費税に相当する額を含めない金額で記入してください。

※消費税及び地方消費税に相当する額を含めた金額が、提案上限額及び令和7年度提案上限額及び令和8年度提案上限額を上回らないよう注意してください。

11. 選定方法

本市が設置する評価委員会が、参加表明書の提出団体数に応じて下記のとおり評価を行い、契約候補者を選定します。

○5者以下の場合…全ての事業者がプレゼンテーションを実施し、評価を行い、契約候補者を選定します。

○6者以上の場合…一次評価（提案書による書類審査）を行い、上位（5者以内）の事業者を選定します。選定された事業者によるプレゼンテーションに基づき評価を行い、契約候補者を選定します。

※参加者が1者であっても、評価（選定）は実施します。

なお、一次評価及びプレゼンテーションにおいて、評価委員の評点の平均点が60点に達しない場合は、その時点で選定されません。

また、すべての提案者について、評価委員の評点の平均点が60点に達しない場合は、契約予定者は選定せず、再公募を行うものとします。

(1) 評価方法

一次評価、プレゼンテーションともに、次の評価基準に基づき評価を行い、選定します。

<評価基準>

大項目	評価項目	評価の観点	配点
業務実績	<ul style="list-style-type: none"> 高機能消防指令センターⅡ型若しくはⅢ型に相当する設備の設計の業務履行を完了した実績 消防救急デジタル無線システムの設計の業務 	<ul style="list-style-type: none"> 過去5年度間（令和2年度から令和6年度まで）における高機能消防指令センターⅡ型若しくはⅢ型に相当する設備（類似として都道府県防災情報システムを認める。）の設計の業務履行を完了した実績があるか。 過去5年度間（令和2年度から令和6年度まで）における消防救急デジタル無線システム（類似として都道府県防災デジタル無線システムを認める。）の設計の業務履行を完了した実績があるか。 	10点

	履行を完了した実績		
執行体制	<ul style="list-style-type: none"> 情報セキュリティ体制 業務執行体制 配置予定技術者の能力 	<ul style="list-style-type: none"> 組織として情報セキュリティ体制を確立しているか。 業務管理の体制が整っており、業務の進行が適切に行える体制・人員となっているか。 管理技術者の保有資格要件や実績で判定する。 基本要件検討技術者の保有資格要件や実績で判定する。 消防指令システム検討技術者の保有資格要件や実績で判定する。 消防救急デジタル無線システム検討技術者の保有資格要件や実績で判定する。 	40点
委託内容に対する提案	<ul style="list-style-type: none"> 本業務全体の実施工程 消防指令システム検討、提案 消防救急デジタル無線システムの検討、提案 総務省消防庁が示す先進技術の検討、提案 上尾市、伊奈町における都市機能を考慮した消防指令システムの在り方に関する検討、提案 	<ul style="list-style-type: none"> 本業務全体の実施工程について、実施時期及び実施期間が適切か。 提案内容が目的を達成するための効果的な内容や方法等が提案されているか。記載内容が適切か。 発注者の意図が的確に反映され、公平公正で適切な調達支援を行うことができる業務手法が示されているか。 提案内容の遂行に必要な工程がもれなく記載されているか。工程が実施内容・方法に対して妥当かつ具体的であるか。 消防指令システム及び消防救急デジタル無線システムの重要性を十分に認識した上で、本業務及びシステム構築業務における課題の想定が的確で、それらの対処方法が適切に示されているか。 	40点
事業経費	・事業経費	・配点×（提案価格のうち最低価格/自社の提案価格）	10点
合計			100点

評価は、評価委員ごとに1社につき100点満点で採点し、評点が高い順に、順位点を1位は1点、2位は2点というように付け、全評価委員の順位点の合計が最も少ない者を1位とします。

なお、同点になった場合は、提案内容に対する提案項目の点数が高い者を上位とします。

【順位の決定方法の例】

	委員①		委員②		委員③		順位点 合計	最終 順位
	評点	順位点	評点	順位点	評点	順位点		
A社	100点	1点	70点	2点	75点	3点	6点	2位

B社	90点	2点	75点	1点	85点	1点	4点	1位
C社	70点	5点	30点	5点	50点	5点	15点	不選定
D社	90点	2点	60点	4点	76点	2点	8点	3位
E社	85点	4点	67点	3点	60点	4点	11点	4位

※順位点の合計が最も少ないB社が、契約候補者となります。

※C社は評価委員の評点の平均点が60点に達しないため、選定されません。

(2) 一次評価の結果通知

一次評価の結果は、令和7年8月15日（金）午後5時までに、全ての参加者に電子メールにて通知します。

また、一次評価を行わなかった場合においても、令和7年8月15日（金）午後5時までに、全ての参加者に電子メールにて通知します。

(3) プレゼンテーション

①日時：令和7年8月27日（水）

②会場：上尾市消防本部2階大会議室

提案者ごとのプレゼンテーションの開始時間等の詳細については、『公募型プロポーザル方式参加資格確認結果通知書』にて通知します。

※日程が変更になる場合は、別途連絡します。

③流れ

- ・提案書に基づき、20分以内でプレゼンテーションを行います。
- ・プレゼンテーションの後、質疑応答（10分程度）を行います。

④その他

- ・追加資料等の配布は禁止します。
- ・プレゼンテーションの出席者は3名以内としますが、本業務の責任者となる者は必ず出席してください。
- ・プロジェクター及びスクリーンは市が用意します。その他、必要な機器は参加者が準備してください。

(4) 契約候補者の決定

プレゼンテーション実施後、評価委員会による評価を行い、プレゼンテーションに参加した全ての提案者の順位を決定します。その結果、最終順位が上位1番目の提案者を契約候補者とします。

また、最終順位が上位2番目の提案者を次点の契約候補者とします。

(5) 評価結果の通知

プレゼンテーションに参加した全ての提案者に、「公募型プロポーザル方式評価

結果通知書」を通知します。

(6) その他

①失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

ア 参加申込み及び提案に係る提出書類の提出日、提出場所、提出方法が本要領に適合しない場合

イ 「7.参加資格」の要件を満たさなくなった場合

ウ 提出書類に虚偽の記載や著しい不備等があった場合

エ 見積額が契約上限額（各年度の契約上限額を含む）を超えている場合

オ プレゼンテーションに遅刻した場合及び参加しなかった場合

カ 選定の公平性を害する行為があったと認めた場合

キ 上記ア～カに定めるもののほか、提案に当たり、著しく信義に反する行為等、評価委員会委員長が失格であると認めた場合

②その他

プレゼンテーション及び評価委員会は非公開とし、選定結果に対する異議申立ては受理しません。

12.結果の公表

選定結果については、令和7年9月3日（水）にホームページで公表する予定です。

13.契約の締結

契約候補者に選定された者は、本市と協議のうえ、契約に必要な書類を揃え、契約を締結するものとします。

契約候補者が、何らかの理由により契約に合意・締結しなかった場合は、次点の契約候補者を新たな契約候補者として協議を行います。

14.その他留意事項

- ① 本プロポーザル方式に参加する費用は、全て提案者の負担とします。
- ② 提出された全ての書類は、提出後の修正又は変更を一切認めません。
- ③ 提出された全ての書類は、一切返却しません。
- ④ 提出書類の著作権は、作成した提案者に帰属します。ただし、契約候補者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがあります。また、本市が本プロポーザル方式の結果報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内

容を無償で使用できるものとします。

- ⑤ 提案書の責任者がやむを得ない事情により交代する場合は、本市と協議し、事前に承認を得てください。
- ⑥ 本プロポーザル方式に係る情報公開請求があった場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、提出書類の公開について判断します。
- ⑦ 今回の募集については、契約日以降の事業の準備行為として実施するものであり、災害等により事業を中止することもあります。その場合、本市は提案に要した経費についての補償等は一切行いません。